

政治活動用の事務所に掲示する立札及び看板の類の注意事項

長崎市長又は長崎市議会議員になろうとする者は、政治活動のための事務所を示すため、立札・看板の類を掲示することができますが、この場合長崎市選挙管理委員会が交付する「証票」を掲示する立札・看板の類に表示しなければなりません。これらのことには、次のような決まりがありますので、ご注意ください。

1. 申請できる「証票」の枚数

候補者等用 … 6枚まで
後援団体用 … 6枚まで

※掲示する事務所が決定した後に申請をしてください。申請は数回に分けて申請できます。
(公職選挙法施行令 第110条の5 第1項 第5号)

2. 立札・看板の類の大きさ

40cm以内 × 150cm以内

※看板に足がついている等の場合は、その足の部分も含まれます。
(公職選挙法 第143条 第17項)

3. 1つの事務所に掲示できる立札・看板の類の枚数

2枚まで

※2枚を隙間なく並べて掲示すると一体のものとなしますので、掲示できる大きさを超えてしまい、掲示できない看板となりますので、ご注意ください。
(公職選挙法第143条第16項第1号)

4. 事務所でない場所には掲示できません。

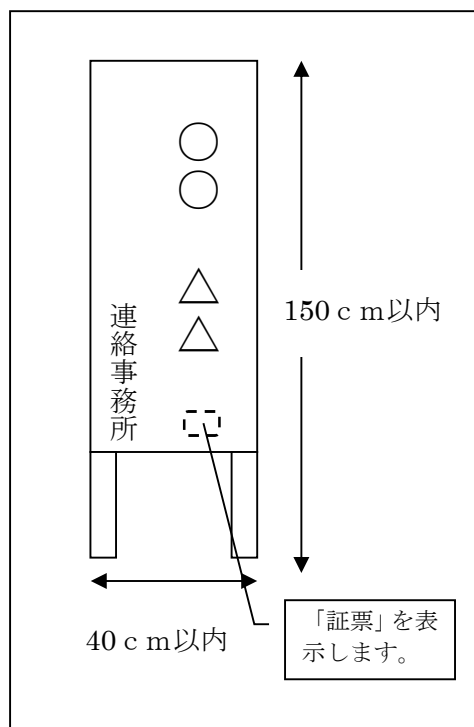
畑や空地など事務所が無い場所や、事務所としての実態が無い建物に、掲示できません。

(公職選挙法 第143条 第17項)

5. 事務所を変更したため、掲示する場所を変更したときや、撤去をしたときは「申請事項の異動届」が必要です。忘れずに異動届を提出してください。

6. 新しい証票を表示した後、取り外すことができた古い証票は、後日、長崎市選挙管理委員会へ返却してください。古い証票をはがさずに、新しい証票を表示することもできます。

※裏面に関係法律の条文を記載しています。



公職選挙法

第 143 条

第 16 項

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第 1 項の禁止行為に該当するものとみなす。

第 1 号 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて 2 を限り、掲示されるもの

「使用する」とは、実態があることを意味します。

第 17 項

前項第 1 号の立札及び看板の類は、縦 150 センチメートル、横 40 センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければならない。

「証票」のことです。

後援団体の定義

第 199 条の 5 第 1 項では、次のものを「後援団体」としています。

政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの

公職選挙法施行令

第 110 条の 5

第 1 項

法第 143 条第 16 項第 1 号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体（以下この条において「後援団体」という。）の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

第 5 号 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合